

熊本県中学校総合体育大会 『卓球』競技 地域クラブ活動の参加認定規定 細則 (案)

□参加認定条件

- ① 地域クラブ活動の参加資格の特例については、熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」による。
- ② 「令和5年度 熊本県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加認定規定(案)」に合致した地域クラブ活動であること。

□参加認定条件細則

【 卓球 】競技

中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。

1 学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする(令和5年度の措置)。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は以下を条件とする。

●地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体

⇒令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集について:スポーツ庁(mext.go.jp)に掲載されている地区が該当する。ただし、地区は該当していても卓球部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各郡市町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。

2 日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行っている。

3 指導者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(卓球公認コーチ1以上)を取得していること(令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること)

4 地域クラブ活動の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。

5 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。